

公 告

支担当第200号
令和6年11月19日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 2 入札日時 令和6年12月24日(火) 11:30
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 4 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する
- 9 契約条項 役務請負契約条項(基本契約条項)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 10 入札に付する事項
(1) 件名 軟水装置交換役務
(2) 要求番号 24S1E8037
(3) 規格 仕様書のとおり
(4) 数量 1式
(5) 履行場所 仕様書のとおり
(6) 履行期限 令和7年3月31日(月)
- 11 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、令和6年12月23日(月) 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和6年12月17日(火) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。
令和6年12月10日(火) 12:00 まで(メール又はFAX可) (見積書提出先) 大久保: jiokubo@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 同等品申請については、以下の期日までに同等品申請書を提出すること。
令和6年12月10日(火) 12:00 まで(メール又はFAX可)
(8) 入札説明会は実施しない。
- 12 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 担当:水谷
TEL:03-3268-3111(内線30155) FAX:03-5269-3282 MAIL: jimizutani@ext.is.mod.go.jp

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

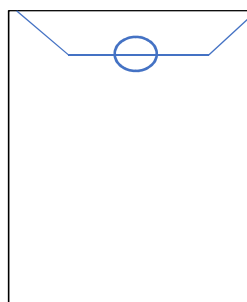
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」

内封筒（裏）



外封筒

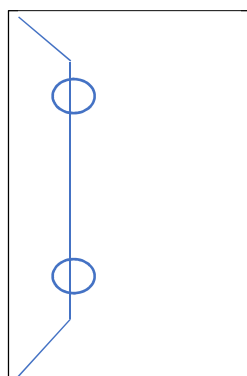
（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」

又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEP S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(GEP S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法 (該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得別紙第4)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙第2)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合におけるの実施日時については、入札時に連絡する。

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 浅沼 猛 殿

住 所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加し
たく申請致します。

件 名： 軟水装置交換役務

調達要求番号： 24S1E8037

番号	品 名	形 式	機能・性能	単位・数量	可・否

*カタログ等機能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部・一部 を同等品として認める。

全部・一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級 氏名

入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

調達要求番号 : 24S1E8037

担当者

連絡先

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履行期限		令和7年3月31日	
			履行場所		仕様書のとおり	
品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
軟水装置交換役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合計						

(注)単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：24S1E8037

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履行期限		令和7年3月31日	
				履行場所		仕様書のとおり	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考	
軟水装置交換役務	仕様書のとおり	式	1				
	以下余白						
合 計							

各欄に入札金額
(税抜)を記入

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
品 名 又 は 件 名	仕様書番号	J S O - 2 4 - 8 1 2 3
軟水装置交換役務	作成年月日	令和6年11月13日
	改正年月日	—
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊サイバー防衛隊の調達要求に係る軟水装置交換役務（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 関連文書

公共機械設備工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共機械設備改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

2 所在地及び作業場所

2.1 所在地

東京都新宿区市谷本村町5-1 自衛隊サイバー防衛隊

2.2 作業場所

庁舎A棟地下

3 役務に対する要求

3.1 役務に関する統制

契約相手方は、本役務の実施においては、監督官の統制を受けるものとする。

3.2 役務の範囲

a) 役務内容は、表1に示す箇所の軟水装置交換を行うものとする。

表1 作業内容等

機器名称	作業内容	規格等	数量
軟水装置 MK-12J	軟水装置交換	MK-12J（付属品含む。） 又は同等品以上のもの	2台
	電磁弁交換	ADK12-20-03A（100V20A） 又は同等品以上のもの	2個
	ボールバルブ交換	A3/4 KITZ製 又は同等品以上のもの	2個

注 この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

b) 新規に据付する軟水装置、ボールバルブ及び電磁弁については契約相手方が準備し、規格等は表1に示す。

c) 作業に必要な仮設足場、仮設鋼材、保安養生等については、契約相手方が実施するものとする。

d) 部品交換等が終了後、運転試験及び軟水試験を実施し、必要な調整を行うこと。

e) 本役務実施に伴い発生した発生材については、契約相手方の責任において適法に処理を行うこと。

3.3 作業の実施

契約相手方は、契約後速やかに作業工程表を作成し、監督官の承認を受けるとともに、新たに取り付ける軟水装置、電磁弁及びボールバルブについて監督官の確認を受けたのち作業に着手すること。

3.4 役務に関する事項

a) 本役務の実施要領については、本仕様書に基づき実施するほか、法令等の定める作業方法を遵守し、実施すること。

b) 本役務に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、契

約相手方の負担とするほか、安全管理及び危険防止に必要な資材等についても契約相手方の負担にて用意すること。

- c) 本役務に関連の無い区域及び室への立入りは禁止する。
- d) 本役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡するとともに、契約相手方の責任において補償を行うこと。
- e) 本役務を実施する者は、業務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により、有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- f) 本役務を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡するとともに、契約相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- g) 仕様書及び関連文書における記述の有無にかかわらず、仕様書の内容を実現するにあたり、通常、契約相手方が実施すべき事項は、設備工事等の一般商慣習に従い、監督官と協議の上、契約相手方の負担において実施するものとする。
- h) 作業時間は、08時30分から16時30分を基準とする。

4 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下、「支担当」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

5 その他事項

5.1 提出書類

契約相手方は、表2に示す書類を提出するものとする。なお、細部は、監督官との調整により作成、提出すること。

表2 提出書類

No.	提出書類名称	部数	提出時期	備考
1	作業工程表	1部	契約後、速やかに	
2	作業報告書	1部	作業完了後	※作業実施日毎に作成
3	作業写真	1部	作業完了後	内容は5.2に示すとおり
4	完了届	1部	作業完了後	

5.2 作業記録

契約相手方は、本役務実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び官側の指示する箇所を撮影する。撮影した作業写真データは、A4用紙に取りまとめ関係書類と共に官側へ提出すること。

5.3 立入制限された区画への立ち入り

この契約の履行に当たり、立入制限された区画に入る場合は個人ごとに許可が必要となるため、契約相手方は、立入申請要領について確認し、速やかに当該箇所に立ち入る人員全員について所要の立入申請を行い、実際に立ち入る期日までに許可を得るもののほか、官側の指示に従うものとする。

5.4 運転調整等

本役務実施完了後、試運転を行い、機器の動作が正常に行われていることを確認すると共に軟水試験を実施し異常の有無を確認すること。なお、不具合等が見受けられた場合は、再調整を行うこと。

5.5 官側における支援

契約相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と協議の上、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 駐屯地における施設の利用
- b) 協議の上、官側が必要と認めた事項

5.6 仕様書の疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、支担当と協議するものとする。